

◎新潟県告示第692号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市大崎2166の1、2166の3、2167、2167の子、2168から2171まで、2171の子、2172、2173、2175から2184まで、2186から2192まで、2193の子、2194から2197まで、2199、2200、2203、2206から2209まで、2209の子、2210、2210の子、2211、2212、2214から2219まで、2220の1、2221の1、2221の2、2222から2231まで、2231の子、2232から2259まで、2262、2263の1、2263の5、2263の6、2264から2272まで、2275から2283まで、2286から2288まで、2289の1、2289の2、2289の子、2290、2290の子、2299の2、2300、2302の子、2303から2305まで、2307、2308、2310、2311、2314から2355まで、2355の子、2356、2358、2361から2366まで、2369から2373まで、2374の1、2374の2、2375の甲、2375の乙、2376から2380まで、2385、2462、2466の1、2468から2470まで、2472の2、2472の3、2535の1、2536の1、2540、2542、2544、2547、2548、2549の1、2551の1、2553の1、2555の1、2556から2561まで、2563、2564の甲から2564の丁まで、2565、2565の甲、2566、2567、2567の子、2568から2571まで、2597から2599まで、2599の子、2600、2600の子、2601から2605まで、2608から2635まで、2635の1、2635の子、2653の1、2654、2655の1、2656の1、2659の1、2659の2、2660から2662まで、2777、2778、2790から2803まで、2803の子、2803の丑、2804から2810まで、2811の3、2811の4、2813、2813の子、2814、2814の子、2815、2819の1、2819の2、2834、2836から2847まで、2848の1から2848の3、2849から2856まで、2857の1、2857の2、2861の2、2861の5、2895、3602、3604、3605の1、3607、3608の1、3608の3、3818、3818の1、3819、3820、3822、3823の1、3829、3830の1、3833の1、3834の1、3835の1、3837、3838の1、3839の1、3841、3842の1、3842の2、3874の1、3874の2、3875から3884まで、3886、3886の子、3887の2、3888の1、3888の2、3888の6、3889の1、3890から3897まで、3899、3901、3902の1、3903の1、3904から3910まで、3914の1、3916の1、3918、3919、3922、3923の1、3924から3927まで、3929から3931まで、3949、3954、3955、3955の子、3956から3976まで、3977の1、3977の2、3977の4、3977の甲、3977の乙、3978の1、3989、4020から4032まで、4037から4041まで、4043から4049まで、4286の子、4289の5、4290の1、4291の1、4291の2、4295から4297まで、4299、4300、4303から4311まで、4312の1、4313の1、4314から4316まで、4317の1、4317の2、4317の6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）